

別表第一 温室効果ガスの排出の量の算定方法（第三条の三関係）

温室効果ガスの種類	算定方法
<p>一 燃料等の使用に伴って排出される二酸化炭素</p>	<p>次に掲げる量（熱供給事業所又は電気供給事業所以外の事業所等における他人への熱又は電気の供給に係るものを除く。）を合算する方法</p> <p>イ 知事が別に定める燃料ごとに、排出の量を算定する期間（以下「排出量算定期間」という。）において温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量</p> <p>ロ 知事が別に定める熱ごとに、排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量（ギガジュールで表した量をいう。以下この表において「熱使用量」という。）に、当該熱の区分に応じた熱排出係数（当該熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量をいう。以下この表において同じ。）として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量</p> <p>ハ 排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量（千キロワット時で表した量をいう。以下この表において「電気使用量」という。）に、当該電気の電気排出係数（当該電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量をいう。以下この表において同じ。）として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量</p> <p>ニ 排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等で再生可能エネルギーを変換して得られた電気であって、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているもののうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価値を保有していない量（千キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるとみなされるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定</p>

	<p>される量</p> <p>ホ 排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等で再生可能エネルギーを変換して得られた熱であって、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているもののうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価値を保有していない量（ギガジュールで表した量をいう。）に、当該熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出されるとみなされるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量</p> <p>ヘ 指定地球温暖化対策事業所その他知事が別に定める事業所（以下へにおいて「指定地球温暖化対策事業所等」という。）にあつては、次の（一）及び（二）の量を減じ、（三）の量を加えて得られる量（第四条の十七各項、第四条の十九第一項又は同条第六項各号に係る温室効果ガスの排出の量を算定する場合を除く。）</p> <p>（一） 指定地球温暖化対策事業所等が、当該事業所に熱を供給した事業者（以下（一）において「熱供給事業者」という。）の熱排出係数が特に低い値として知事が別に定める値以下であることその他の知事が別に定める要件に該当するときは、当該熱供給事業者の熱排出係数、熱使用量（当該熱供給事業者から供給されたものに限る。）等に基づき知事が別に定める方法により算定される量</p> <p>（二） 指定地球温暖化対策事業所等が、当該事業所に電気を供給した事業者（以下（二）及び（三）において「電気供給事業者」という。）の電気排出係数が特に低い値として知事が別に定める値以下であることその他の知事が別に定める要件に該当するときは、当該電気供給事業者の電気排出係数、電気使用量（当該電気供給事業者から供給されたものに限る。）等に基づき知事が別に定める方法により算定される量</p> <p>（三） 指定地球温暖化対策事業所等が、電気供給事業者の電気排出係数が特に高い値として知事が別に定める値以上であることその他の知事が別に定める要件に該当するときは、当該電気供給事業者の電気排出係数、電気使用量（当該電気供給事業者から供給されたものに限る。）等に基づき知事が別に定める方法により算定される量</p>
<p>二 二酸化炭素（燃料等の使用に伴って排出されるものを除く。）</p>	<p>温室効果ガス排出事業者の事業所等において行われた付表第一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲</p>

	げる量を合算する方法
三 メタン	温室効果ガス排出事業者の事業所等において行われた付表第二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法
四 一酸化二窒素	温室効果ガス排出事業者の事業所等において行われた付表第三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法
五 第三条第三号のハイドロフルオロカーボン	それぞれの物質ごとに、温室効果ガス排出事業者の事業所等において行われた付表第四の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法
六 第三条第四号のパーフルオロカーボン	それぞれの物質ごとに、温室効果ガス排出事業者の事業所等において行われた付表第五の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法
七 六ふっ化いおう	温室効果ガス排出事業者の事業所等において行われた付表第六の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法
八 三ふっ化窒素	温室効果ガス排出事業者の事業所等において行われた付表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法
九 水道及び工業用水道の水の使用並びに公共下水道への排水に伴い排出される温室効果ガス	次に掲げる量を合算する方法 イ 排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い使用された他人から供給された水道及び工業用水道の水の量（千立方メートルで表した量をいう。）に、当該水の千立方メートル当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量 ロ 排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等における事業活動に伴い公共下水道へ排水された水の量（千立方メートルで表した量をいう。）に、当該水の千立方メートル当たりの公共下水道への排水に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量

#### 備考

- 一 一の項中の知事が別に定める燃料以外の燃料の使用又は付表第一から付表第七までの中欄に掲げる事業活動以外の事業活動に伴い温室効果ガスが排出されているときは、一の項から八の項までに掲げる算定方法に準じて知事が適切と認める方法により温室効果ガスの排出の量を算定する。
- 二 一の項から八の項までの温室効果ガスの種類の欄に掲げる温室効果ガスの排出の量について、実測その他の知事が別に定める方法により算定することができるときは、当該各項に掲げる算定方法に代えて、当該実測その他の知事が別に定める方法を用いることができる。

付表第一

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	原油又は天然ガスの試掘、性状に関する試験又は生産	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 排出量算定期間において試掘された原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの試掘に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 排出量算定期間においてその性状に関する試験が行われた原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの性状に関する試験に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ハ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(一) 排出量算定期間において生産された原油（知事が別に定めるものに限る。以下（一）において同じ。）の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の一キロリットル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>(二) 排出量算定期間において生産された天然ガスの量（温度が零度で圧力が一気圧の状態（以下「標準状態」という。）に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>(三) 排出量算定期間において点検された原油又は天然ガスの生産に係る坑井の井数に、当該生産に係る坑井の一井当たりの点検に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>
二	セメントクリンカー、生石灰、ソーダ石灰ガラス若しくは鉄鋼の製造又はソーダ灰の製造若しくは使用	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 排出量算定期間において製造されたセメントクリンカーの量（トンで表した量をいう。）に、当該セメントクリンカーの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 知事が別に定める鉱物ごとに、排出量算定期間において生石灰の原料として使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ 知事が別に定める鉱物ごとに、排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として、又は鉄鋼の製造において使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二</p>

		<p>酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ニ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(一) 排出量算定期間においてソーダ灰の製造に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）</p> <p>(二) 排出量算定期間において使用されたソーダ灰の量（トンで表した量をいう。）に、当該ソーダ灰の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>
三	アンモニア、炭化けい素、炭化カルシウム若しくはエチレンの製造又はカーバイド法アセチレンの使用	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 知事が別に定める原料ごとに、排出量算定期間においてアンモニアの原料として使用された当該原料の量（当該原料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該原料の区分に応じ当該原料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 排出量算定期間において炭化けい素の原料として使用された石油コークスの量（トンで表した量をいう。）に、当該石油コークスの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ハ 排出量算定期間において製造された炭化カルシウムの量（トンで表した量をいう。）に、当該炭化カルシウムの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ニ 排出量算定期間において製造されたエチレンの量（トンで表した量をいう。）に、当該エチレンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ホ 排出量算定期間において燃焼の用に供されたカーバイド法アセチレンの量（トンで表した量をいう。）に、当該カーバイド法アセチレンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>
四	電気炉を使用した粗鋼の製造	<p>排出量算定期間において電気炉を使用して製造された粗鋼の量（トンで表した量をいう。）に、当該粗鋼の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>
五	ドライアイス又は噴霧器の使用	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 排出量算定期間においてドライアイスとして使用された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）</p> <p>ロ 排出量算定期間において噴霧器の使用に伴い排出された二酸化</p>

		炭素の量（トンで表した量をいう。）
六	廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 知事が別に定める廃棄物ごとに、排出量算定期間において焼却され、又は知事が別に定める製品の製造の用途に供された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量 ロ 知事が別に定める廃棄物燃料（廃棄物を原材料とする燃料をいう。以下同じ。）ごとに、排出量算定期間においてその本来の用途に従って使用された当該廃棄物燃料の量（当該廃棄物燃料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

付表第二

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	燃料（廃棄物燃料を除く。）の使用又は電気炉における電気の使用	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器具（以下イにおいて「施設等」という。）で知事が別に定めるものごとに廃棄物燃料以外の燃料で知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設等において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量 ロ 排出量算定期間における電気炉（知事が別に定めるものに限る。）において使用された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気のキロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量
二	石炭の生産、原油若しくは天然ガスの試掘、性状に関する試験若しくは生産、原	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 知事が別に定める石炭の採掘ごとに、排出量算定期間において当該石炭の採掘により生産された石炭の量（トンで表した量をい

	<p>油の精製又は都市ガスの製造</p>	<p>う。)に、当該石炭の採掘の区分に応じ石炭の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該石炭の採掘ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 排出量算定期間において試掘された原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの試掘に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ハ 排出量算定期間においてその性状に関する試験が行われた原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの性状に関する試験に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ニ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(一) 排出量算定期間において生産された原油（知事が別に定めるものに限る。以下（一）において同じ。）の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の一キロリットル当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>(二) 排出量算定期間において生産された天然ガスの量（標準状態に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>(三) 排出量算定期間において点検された原油又は天然ガスの生産に係る坑井の井数に、当該生産に係る坑井の一井当たりの点検に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ホ 知事が別に定める原油ごとに、排出量算定期間において精製された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ヘ 知事が別に定める原料ごとに、排出量算定期間において都市ガスの原料として使用された当該原料の量（当該原料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該原料の区分に応じ当該原料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
三	<p>カーボンブラック等の製造</p>	<p>次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において製造された当該製品の量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該製品の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量</p>

		<p>として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>イ カーボンブラック</p> <p>ロ コークス</p> <p>ハ エチレン</p> <p>ニ 一・二ジクロロエタン</p> <p>ホ スチレン</p> <p>ヘ メタノール</p>
四	家畜の飼養（家畜の排せつ物の管理を除く。）	<p>知事が別に定める家畜ごとに、排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭当たりの、その体内から排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
五	家畜の排せつ物の管理	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 知事が別に定める家畜（放牧されたものを除く。以下イにおいて同じ。）ごとに知事が別に定めるふん尿の管理方法ごとに、排出量算定期間において管理された当該家畜のふん尿に含まれる有機物の量（トンで表した量をいう。）に、当該ふん尿の管理方法の区分に応じ当該家畜のふん尿に含まれる有機物の一トン当たりの管理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該ふん尿の管理方法ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ イの知事が別に定める家畜以外の家畜で知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ 排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>
六	稲作	<p>知事が別に定める水田ごとに、排出量算定期間において稲を栽培するために耕作された当該水田の面積（平方メートルで表した面積をいう。）に、当該水田の区分に応じ当該水田の一平方メートル当たりの耕作に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該水田ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
七	植物性の物の焼却	<p>知事が別に定める植物性の物ごとに、排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量（トンで表した量をいう。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一トン当たりの焼却に伴い排</p>

		出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量
八	廃棄物の埋立処分	知事が別に定める廃棄物ごとに、排出量算定期間における最終処分場において埋立処分が行われた当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの、埋立処分後の分解に伴い排出されると見込まれるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量
九	工場廃水、下水、し尿等の処理	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 排出量算定期間における工場廃水の処理に係る施設において処理された工場廃水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量（キログラムで表した量をいう。）に、生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量が一キログラムである工場廃水の処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量 ロ 排出量算定期間における終末処理場において処理された下水の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該終末処理場における下水の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量 ハ 知事が別に定めるし尿の処理方法ごとに、排出量算定期間におけるし尿処理施設（知事が別に定めるものに限る。以下ハ及びニにおいて同じ。）において処理されたし尿の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該し尿の処理方法の区分に応じ当該し尿処理施設におけるし尿の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該し尿の処理方法ごとに算定した量を合算して得られる量 ニ し尿及び雑排水の処理に係る施設（終末処理場及びし尿処理施設を除く。以下ニにおいて同じ。）で知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間における当該施設の処理対象人員に、当該施設の区分に応じ当該施設における一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量
十	廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 一般廃棄物の焼却施設（ハの知事が別に定める施設を除く。）で知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタン

		<p>の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 知事が別に定める産業廃棄物（ハの知事が別に定める施設において焼却されるものを除く。）ごとに、排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ 製品の製造のために廃棄物を使用する施設で知事が別に定めるものごとに知事が別に定める廃棄物ごとに、排出量算定期間における当該施設において焼却され、又は使用された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ニ 燃料を燃焼の用に供する施設で知事が別に定めるものごとに知事が別に定める廃棄物燃料ごとに、排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設において使用された当該廃棄物燃料の量（当該廃棄物燃料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

付表第三

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	燃料（廃棄物燃料を除く。）の使用	<p>燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器具（以下この項において「施設等」という。）で知事が別に定めるものごとに廃棄物燃料以外の燃料で知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設等において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

二	原油又は天然ガスの性状に関する試験又は生産	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 排出量算定期間においてその性状に関する試験が行われた原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの性状に関する試験に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(一) 排出量算定期間において生産された原油（知事が別に定めるものに限る。以下（一）において同じ。）の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の一キロリットル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>(二) 排出量算定期間において生産された天然ガスの量（標準状態に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>
三	アジピン酸又は硝酸の製造	<p>次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において製造された当該製品の量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該製品のトン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>イ アジピン酸</p> <p>ロ 硝酸</p>
四	麻酔剤の使用	<p>排出量算定期間において麻酔剤として使用された一酸化二窒素の量（トンで表した量をいう。）</p>
五	家畜の排せつ物の管理	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 知事が別に定める家畜（放牧されたものを除く。以下イにおいて同じ。）ごとに知事が別に定めるふん尿の管理方法ごとに、排出量算定期間において管理された当該家畜のふん尿に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該ふん尿の管理方法の区分に応じ当該家畜のふん尿に含まれる窒素のトン当たりの管理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該ふん尿の管理方法ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ イの知事が別に定める家畜以外の家畜で知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

		<p>ハ 排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>
六	耕地における肥料の使用	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 知事が別に定める農作物ごとに、排出量算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の栽培における窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 知事が別に定める農作物ごとに、排出量算定期間における耕地において肥料として使用された当該農作物の残さの量（トンで表した量をいう。）に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の残さの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
七	植物性の物の焼却	<p>知事が別に定める植物性の物ごとに、排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量（トンで表した量をいう。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
八	工場廃水、下水、し尿等の処理	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 排出量算定期間における工場廃水の処理に係る施設において処理された工場廃水に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該工場廃水に含まれる窒素の一トン当たりの処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 排出量算定期間における終末処理場において処理された下水の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該終末処理場における下水の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ハ 知事が別に定めるし尿の処理方法ごとに、排出量算定期間におけるし尿処理施設（知事が別に定めるものに限る。以下ハ及びニにおいて同じ。）において処理されたし尿に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該し尿の処理方法の区分に応じ当該し尿処理施設におけるし尿に含まれる窒素の一トン当たりの処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別</p>

		<p>に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該し尿の処理方法ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ニ し尿及び雑排水の処理に係る施設（終末処理場及びし尿処理施設を除く。以下ニにおいて同じ。）で知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間における当該施設の処理対象人員に、当該施設の区分に応じ当該施設における一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
九	<p>廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 一般廃棄物の焼却施設（ロの知事が別に定める施設を除く。）で知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 製品の製造のために廃棄物を使用する施設で知事が別に定めるものごとに知事が別に定める廃棄物ごとに、排出量算定期間における当該施設において焼却され、又は使用された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ 知事が別に定める廃棄物（イの知事が別に定める焼却施設及びロの知事が別に定める施設において焼却されるものを除く。）ごとに、排出量算定期間において焼却された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ニ 燃料を燃焼の用に供する施設で知事が別に定めるものごとに知事が別に定める廃棄物燃料ごとに、排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設において使用された当該廃棄物燃料の量（当該廃棄物燃料の区分に応じ、知事が別に定める単位で表した量をいう。）に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

付表第四

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	クロロジフルオロメタン 又はハイドロフルオロカーボンの製造	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 排出量算定期間において製造されたクロロジフルオロメタンの量（トンで表した量をいう。）に、当該クロロジフルオロメタンの一トン当たりの製造に伴い発生するトンで表したトリフルオロメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該クロロジフルオロメタンの製造に伴い発生したトリフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</p> <p>ロ 排出量算定期間において製造されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>
二	冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器、半導体素子等の製造等	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(一) 次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において当該製品の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>(イ) 家庭用電気冷蔵庫</p> <p>(ロ) 家庭用エアコンディショナー</p> <p>(ハ) 業務用冷凍空気調和機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機（以下単に「自動販売機」という。）を除く。以下同じ。）</p> <p>(二) 次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において製造された当該製品の台数に、当該製品の区分に応じ当該製品の一台当たりの製造に伴い排出されるトンで表したハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>(イ) 自動販売機</p> <p>(ロ) 自動車用エアコンディショナー</p> <p>ロ 排出量算定期間において業務用冷凍空気調和機器の使用の開始に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p>

		<p>ハ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(一) 排出量算定期間において整備が行われた業務用冷凍空気調和機器に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</p> <p>(二) 排出量算定期間において業務用冷凍空気調和機器の整備に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ニ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(一) 排出量算定期間において整備が行われた自動販売機に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</p> <p>(二) 排出量算定期間において整備が行われた自動販売機の台数に、当該自動販売機の一台中当たりの整備に伴い排出されるトンで表したハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ホ 次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において廃棄された当該製品に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>(一) 家庭用電気冷蔵庫</p> <p>(二) 家庭用エアコンディショナー</p> <p>(三) 業務用冷凍空気調和機器</p> <p>(四) 自動販売機</p> <p>ヘ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(一) 排出量算定期間においてポリエチレンフォームの製造に伴い発泡剤として使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）</p> <p>(二) ポリエチレンフォーム以外のプラスチックで知事が別に定めるものごとに、排出量算定期間において当該プラスチックの製造に伴い発泡剤として使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該プラスチックの区分に応じ当該プラスチックの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として知事</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該プラスチックごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ト 次に掲げる製品ごとに、排出量算定期間において当該製品の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>(一) 噴霧器</p> <p>(二) 消火剤</p> <p>チ 排出量算定期間において噴霧器の使用に伴い排出されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）</p> <p>リ 排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該使用されたハイドロフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</p>
三	溶剤等としてのハイドロフルオロカーボンの使用	溶剤としての用途その他知事が別に定める用途ごとに、排出量算定期間において当該用途に使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該使用されたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該用途ごとに算定した量を合算して得られる量
備考 この表において「ハイドロフルオロカーボン」とは、第三条第三号のハイドロフルオロカーボンをいう。		

付表第五

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	アルミニウムの製造	知事が別に定めるパーフルオロカーボンごとに、排出量算定期間において製造されたアルミニウムの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該アルミニウムの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量
二	パーフルオロカーボンの	排出量算定期間において製造されたパーフルオロカーボンの量（ト

	製造	ンで表した量をいう。)に、当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量
三	半導体素子等の製造	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 知事が別に定めるパーフルオロカーボンごとに、排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量 ロ 知事が別に定めるパーフルオロカーボンごとに、排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い発生するトンで表したパーフルオロメタンの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量
四	溶剤等としてのパーフルオロカーボンの使用	溶剤としての用途その他知事が別に定める用途ごとに、排出量算定期間において当該用途に使用されたパーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該使用されたパーフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該用途ごとに算定した量を合算して得られる量
備考 この表において「パーフルオロカーボン」とは、第三条第四号のパーフルオロカーボンをいう。		

付表第六

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	マグネシウム合金の鋳造	排出量算定期間においてマグネシウム合金の鋳造に伴い使用された六ふっ化いおうの量（トンで表した量をいう。）
二	六ふっ化いおうの製造	排出量算定期間において製造された六ふっ化いおうの量（トンで表した量をいう。）に、当該六ふっ化いおうの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した六ふっ化いおうの量として知事が別に定

		める係数を乗じて得られる量
三	電気機械器具、半導体素子等の製造等	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 排出量算定期間において電気機械器具の製造及び使用の開始に伴い使用された六ふっ化いおうの量（トンで表した量をいう。）に、当該六ふっ化いおうの一トン当たりの封入に伴い排出されるトンで表した六ふっ化いおうの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量 ロ 排出量算定期間において使用に供されていた電気機械器具に封入されていた六ふっ化いおうの量（トンで表した量をいう。）に、当該電気機械器具に封入されている一トン当たりの六ふっ化いおうのうち一年間に排出されるトンで表した六ふっ化いおうの量として知事が別に定める係数に当該電気機械器具の使用期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量 ハ 排出量算定期間において点検された電気機械器具に封入されていた六ふっ化いおうの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていた六ふっ化いおうのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量 ニ 排出量算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた六ふっ化いおうの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていた六ふっ化いおうのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量 ホ 排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された六ふっ化いおうの量（トンで表した量をいう。）に、当該六ふっ化いおうの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した六ふっ化いおうの量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該使用された六ふっ化いおうのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

付表第七

項	事業活動	温室効果ガスの排出の量
一	三ふっ化窒素の製造	排出量算定期間において製造された三ふっ化窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該三ふっ化窒素の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該三ふっ化窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量
二	半導体素子等の製造	排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された三ふっ化窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該三ふっ化窒素の一トン当たりの使用に伴い

		排出されるトンで表した三ふっ化窒素の量として知事が別に定める係数を乗じて得られる量から、当該使用された三ふっ化窒素のうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------